

事務連絡
令和3年4月9日

一般社団法人日本パーキングビジネス協会 御中

国土交通省都市局街路交通施設課長

高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準の改訂について（情報提供・依頼）

路外駐車場のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、路外駐車場移動等円滑化基準への適合等が進められてきました。

今般、建築物のバリアフリー化を行う際のガイドラインとして作成されている「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」について、学識経験者、障害者・高齢者団体、事業者団体、建築関係団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」及び「小規模店舗WG」の議論を経て改訂が行われました。その内容について、別添のとおり住宅局より周知依頼がされておりますので、お知らせいたします。駐車場関係では主に以下の項目についての改正が行われております。（添付資料02 P5参照）

- 大型の車椅子用リフト付福祉車両に対応した高さの確保
- 高さを確保できない場合の運用面での柔軟な対応 等

バリアフリー化の一層の推進のため、路外駐車場の設置・運営にあたり、この建築設計標準をご活用いただくよう、お願いいたします。なお、バリアフリー法上の特定路外駐車場は、平面のものが主体となりますが、これらについても、屋根や庇を設ける場合の高さの確保など、建築設計標準の記載を是非参照いただくようお願いします。

- 建築設計標準の掲載先（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html